

平成 17 年 7 月
平成 17 年 9 月 30 日

一種耐熱形配電盤・分電盤とアスベスト（石綿）について

J E A 非常用配電盤等認定委員会

現在的一种耐熱形配電盤・分電盤の断熱ボックス（纖維混入けい酸カルシウム板）にはアスベスト（石綿）は使用されていません。

昭和 50 年 9 月から耐熱形配電盤・分電盤の認定業務を開始しましたが、当初、一种耐熱形配電盤・分電盤の断熱ボックスには、代替品がないことから耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性などに優れているアスベスト（石綿）を含む、石綿含有パーライト板を使用してきました。

その後、アスベストが社会問題化されてきたため、断熱材メーカーに代替品の開発を依頼し、その結果、平成 4 年に纖維混入けい酸カルシウム板（無石綿）が製品化され、断熱ボックスとしての性能検証を経て、一种耐熱形配電盤・分電盤の断熱ボックスに使用することが可能との結論に達しました。

平成 7 年 2 月、認定取得者宛に、断熱材を同年 4 月 1 日～9 月 30 日の間に切り替えるように指示し、完了しました。

よって、これ以降は一种耐熱形配電盤・分電盤の断熱ボックスには石綿含有パーライト板を使用していません。

一种耐熱形配電盤・分電盤に使用されたアスベスト（石綿）について

平成 7 年 9 月 30 日までの一种耐熱形配電盤・分電盤の断熱ボックスには、石綿含有パーライト板を使用しているものがあります。この石綿含有パーライト板は、セメントによってあらかじめ固定化されているので、通常の使用においては安全な状態にあります。

撤去作業 撤去時の作業は手作業を原則とし、やむを得ず機械等を使用する場合は、石綿含有パーライト板からの飛散防止措置を講じて下さい。また、撤去の場合、石綿含有パーライト板の切断等は最小限とし、解体物の破砕に当たるような作業をしないで下さい。

廃棄 石綿含有廃棄物とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(略称：廃棄物処理法)に規定されている「廃石綿等」(飛散性石綿含有廃棄物)と「それ以外の石綿含有廃棄物」(非飛散性石綿含有廃棄物)に分かれます。一种耐熱形配電盤・分電盤に使用されている石綿含有パーライト板は非飛散性石綿含有廃棄物となります。

よって、石綿含有パーライト板は、纖維強化セメント板の廃材（セメントを主成分としないもの）として、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類と同様、安定型処分場での埋立が必要となります。